

公募公示

下記のとおり公募に付します。

令和3年11月1日

記

参加者の有無を確認するため公募手続きに係る参加意思表明書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請します。

1. 業務概要

- ① 業務名 令和4・5年度タクシー乗用伝票利用契約
- ② 業務内容 JRA日本中央競馬会（以下「本会」という。）にタクシー乗用伝票（料金後払いチケット。以下「乗用伝票」という。）を供給、使用に応じて精算事務を行うもの。
- ③ 履行期間 令和4年1月1日から令和5年12月31日

2. 当該招請の主旨

本業務は、本会におけるタクシーの業務利用に際し、事前に乗車伝票を供給、本会の使用に応じた利用実績を月毎に集計し、「タクシー使用明細書」および「請求書」を作成の上、本会に提出、精算事務を行うものである。下記の応募要件を満たし、かつ、本業務の実施を希望する者の参加意思を確認することを目的とし、参加意思表明書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者との契約手続きに移行する予定である。

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①令和3～5年度日本中央競馬会「物品等調達に係る競争参加資格審査及び等級格付審査基準」において、「契約の種類」が「役務等契約」、「業種区分」が「ハイヤー・タクシー」であって、いずれかの等級に格付けされた者であること。
- ②事業の種別として「一般乗用旅客用自動車運送業務」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可を得ている事業者（ただし、関東運輸局認可のタクシー所有台数700台以上であること。福祉タクシーのみの許可は除く。以下「認可事業者」という。）のタクシーを利用できる乗用伝票を提供できること。
- ③本公告から参加意思表明書の提出日までの間に、本会から競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。
- ④過去3年間の間に日本中央競馬会または官庁、地方公共団体または公営競技団体等から業務履行上の瑕疵による競争入札参加停止措置並びに指名停止措置を受けたことがない者であること。
- ⑤なお、上記①および②に該当する事業者からの委任により、当該事業者の乗車伝票発行・請求・代金受払業務を代行する組合・委員会等の団体（以下「組合等団体」という。）に

についても応募を可とする。

⑥その他の要件については、参加資格要件・仕様説明書に記載する。

(2) 業務要件

- ① 24時間配車可能なタクシーを利用できる乗用伝票を供給すること。
- ② 本契約にかかる事務手数料は無償とする。
- ③ 乗用伝票数量不足の際には、速やかに納入すること。
- ④ 使用された乗用伝票に基づき、請求書を月締めで翌月10日（翌月10日が土日祝日の場合は翌営業日）までに、利用した乗用伝票（もしくはコピー）を添付の上、提出可能なこと。
- ⑤ タクシー料金請求時に部署毎の明細書（利用日、伝票番号、利用料金、自動車道通行料金、合計額等が明記されているもの）を添付できること。
- ⑥ その他の要件については、参加資格要件・仕様説明書に記載する。

4. 手続き等

(1) 担当部署及び担当者

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目1番1号

日本中央競馬会本部 法務部契約室 細見 TEL 03-3591-5251 (代表)

E-Mail keiyaku-qa@jra.go.jp

(2) 参加意思表明書の交付期間、場所

- ① 交付期間：令和3年11月1日から令和3年11月25日まで
各日10:00～16:00の間に受け付けるものとする
(月・火・土日祝日を除く。ただし25日は12:00までとする。)

- ② 交付場所：上記(1)の担当部署
事前に上記担当者あて交付申込みの連絡をすること。

(3) 参加意思表明書の提出期限、場所

- ① 提出期限：令和3年11月25日 12:00まで
- ② 提出場所：上記(1)の担当部署
- ③ 提出方法：下記資料を添付し、事前に上記担当者あて連絡をしたうえで持参すること。
- ④ 添付資料：

・企業概要

事業内容、従業員数、保有台数等がわかるパンフレット等
組合等団体については、団体の組織構成、事業内容がわかるもの

・参加資格確認書(写)

令和3～5年度日本中央競馬会の物品等調達に係る競争参加資格確認通知書

・国土交通省関東運輸局の認可書(写)〔認可事業者に限る〕

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金および(深夜早朝割増、迎車料金等の一切を含む)認可台数に関するもの

・見積書〔組合等団体に限る〕

組合等団体に所属する各認可事業者の運賃・料金（深夜早朝割増、迎車料金等の一切を含む）の内容が把握できるもの

- ・利用可能タクシー事業者一覧〔組合等団体に限る〕

組合等団体については、乗用伝票を利用できる各認可事業者の一覧

※各認可事業者の認可台数を併せて明記のこと

- ・その他

その他必要書類については、参加資格要件・仕様説明書に記載する。

⑤審査結果の通知等：

審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して、(1)の担当部署から電話で通知する。

5. 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨に限る。
- (2) 参加意思表明書等の作成及び提出のための費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は4.(1)に同じ。

掲載責任者 法務部 契約室長 上山 隆太